

鹿角市告示第 3 5 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成 1 1 年規則第 1 2 号）第 1 1 4 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：鹿角市山村開発センター及び鹿角市農業 総合支援センター管理・日直業務 委託内容：別紙仕様書のとおり 委託期間：平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで
(2) 契約の相手方に必 要な資格	特に無し
(3) 契約相手方の決定 方法	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該 当するシルバー人材センターであること。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：平成 3 0 年 3 月 2 9 日（木） 1 2 時 提 出 先：産業部 農林課 構造改革推進班

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

鹿角市長 児 玉 一